

小坂町公告

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第５項の規定により、地域計画を変更するため、同法第１９条第７項の規定により地域計画（案）を公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和７年６月２日

小坂町長 細 越 満

- 1 縦覧期間 令和７年６月２日から令和７年６月１６日
- 2 縦覧に供する書類 地域計画（案）野口地区
- 3 縦覧場所 小坂町役場観光産業課農林班内
小坂町ホームページ